

令和4年8月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年8月9日(火)
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 14時00分
- 4 閉会時刻 15時25分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員(第一教育長職務代理者)  
河野 真理子 委員(第二教育長職務代理者)  
吉田 勝明 委員  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員  
教育局長 田代 文彦  
県立高校改革担当局長 杉山 正行  
副局長 江藤 政克  
教育参事監 宮村 進一  
総務室長 市川 秀樹  
行政部長 大場 勇人  
指導部長 濱田 啓太郎  
支援部長 古島 そのえ  
企画調整担当課長 櫻山 周  
管理担当課長 高橋 敦  
行政課長 増田 慎  
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹  
厚生課長 伊藤 聡  
インクルーシブ教育推進課長 林 麻佐美  
参事兼高校教育課長 増田 年克  
保健体育課長 富澤 桂子  
子ども教育支援課長 下反 達二  
特別支援教育課長 片山 葉子  
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

## 教育委員会 8月定例会 会議日程

日時 令和4年8月9日（火）14時00分から  
場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第1

- |          |   |
|----------|---|
| 定教第17号議案 | 令和4年第3回県議会定例会への提案に係る申出について                  |
| 定教第18号議案 | 令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書<br>の採択について     |
| 定教第19号議案 | 令和5年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用<br>教科用図書の採択について |
| 定教第20号議案 | 令和5年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書の<br>採択について      |

### 2 協議・報告事項

- |     |                             |
|-----|-----------------------------|
| 報告1 | 県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について |
| 報告2 | 令和3年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について   |

## 教育委員会 8月定例会 会議録

- 教育長                   ただいまから教育委員会 8月定例会を開会いたします。  
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、有効に成立しております。  
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第2条の2第1項及び第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、河野委員、佐藤委員及び関係職員が出席することを認めております。  
本日の会議録署名委員ですが、笠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 笠原委員               (了解)
- 教育長                   本日の議題としましては、日程第1として「令和4年第3回県議会定例会への提案に係る申出について」ほか3件の付議案件がございます。  
また、協議・報告事項として「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」ほか1件の報告がございます。  
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第17号議案は、知事への申出に関する案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思っておりますが、ご異議はございませんか。
- 全委員                   異議なし。
- 教育長                   ご異議がないものと認め、そのように決しました。  
それでは、非公開の案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと存じます。  
オンライン出席の河野委員、佐藤委員におかれましては、万が一不具合が発生した場合は、一旦オンライン会議から退室していただき、こちらから会議への参加を改めて招待いたしますので、ご参加をお願いします。また、会議へ参加できなくなったなどの不具合が発生した場合は、事務局から委員あてにお電話をさせていただきます。必要に応じて、会議規則第2条の2第1項に基づき、音声の送受信に変える場合がございますので、あらかじめご承知おきください。  
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。
- 下城委員               それでははじめに、日程第1の定教第18号議案に入ります。

子ども教育支援課長 それでは、定教第18号議案「令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」ご説明します。

ファイル 02-2 の「定教第18号・19号議案関係」をご覧ください。1/142ページは、本年4月8日に、神奈川県教育委員会教育長から神奈川県教科用図書選定審議会会長に諮問した諮問事項です。このうち、「(1)」から「(5)」については、4月8日の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会4月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知済みです。本日ご審議いただくのは、諮問事項「(6) 県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」です。

1ページお進みください。7月13日の神奈川県教科用図書選定審議会（第2回）にて審議を行い、19日に答申を受けました。最下段にある「答申内容」のうち、県立特別支援学校の小学部及び中学部については、この後、定教第19号議案で扱い、この定教第18号議案では、県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書について提案するものです。

1ページお進みください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条第3項により、公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については「学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

5/142ページをお開きください。今後の教科用図書採択のスケジュールを掲載しております。「中学校」の欄をご覧ください。中学校で使用する教科用図書においては、令和5年度は、基本的に令和4年度と同一の教科用図書を採択することとなっております。令和7年度から新しい教科用図書の使用を開始することになることから、令和6年度に採択替えを行います。

1ページお進みください。4月定例会で議決された「令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針」です。採択に当たっては、採択方針「1」にあるように、中高一貫教育の特色を踏まえ、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択すること。その際、県教育委員会が作成した調査研究の結果を活用すること。「2」にあるように、文部科学大臣が作成する教科書目録から採択すること。「3」にあるように、公正の確保に留意することとしております。

1ページお進みください。「令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領」です。「1」にあるように、神奈川県立中等教育学校の前期課程の令和5年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、神奈川県教科用図書選定審議会の意見を聞いたうえで、神奈川県教育委員会が採択することとなっております。

ます。また、「3」にあるように、県教育委員会にて決定後、各学校長に通知することとしております。

続いて、ファイル 02 の「定教第18号議案」をご覧ください。7月13日の神奈川県教科用図書選定審議会では、両学校長からの申出についてご審議をいただき、希望教科用図書一覧を承認し、会長から答申されました。この答申に基づき採択いたしたく提案するものです。1ページお進みください。2/3ページは平塚中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）になります。さらに1ページお進みください。相模原中等教育学校の採択教科用図書一覧（案）になります。

それでは、各校における審議経過や選定理由等をご説明します。ファイル02-2「定教第18号・19号議案関係」を再びお開きください。11/142ページをご覧ください。このページから、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。お開きいただいているページの上段「審議経過」に記載のとおり、5月26日から6月22日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。その際、令和5年度は、令和4年度と同一の教科用図書を採択しなければならないことから、各教科指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、種目ごとに、各教科担当が昨年度の選定理由や選定した教科用図書の特色等を改めて共有しました。2ページお進みください。国語の選定理由書になります。各発行者の中からどのようなプロセスを経て選定に至ったのか等、選定の理由が記載されております。2ページお進みください。補足資料になります。こちらは、神奈川県教育委員会が作成した教科用図書調査研究の結果より、必要な資料を抜粋したものです。これ以降、種目ごとの選定理由書、補足資料と続いていきます。これらの資料を基にして、各教科担当が、各教科の指導計画や指導方法の更なる改善に生かしていくため、選定した教科用図書の特色等を改めて共有し、校長を会長とする専門委員会を開催して採択希望教科用図書一覧を作成し、県教育委員会に提出しました。今年度は採択替えの年度ではありませんので、各種目とも選定理由や補足資料の内容について、昨年度と大きく変更したところはありませんでした。以上が、平塚中等教育学校の審議経過と選定理由になります。

続いて、同じファイルの75/142ページにお進みください。相模原中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しております。「審議経過」にあるように、6月6日から6月20日において、教科用図書選定に係る専門委員会を行っております。平塚、相模原の二つの中等教育学校では「教育目標」「育てたい3つの力」「学校のミッション」「めざす生徒像」が異なるため、それぞれの学校の特色に応じた採択をしております。2ページお進みください。国語の選定理由書になります。この後、国語の補足資料となり、以降、種目ごとの選定理由書と補足資料と続いていきます。相模原中等教育学校においても、平塚中等教育学校同様、選定理由や補足資料の内容について、昨年度と大きく変更したところはありませんでした。また、専門委員会等の選定に係るプロセスも平塚中等教育学校と同様です。以上が、相模原中等教育学校の検討の結果と選定理由になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。



す。上段、【小学部・中学部】についてご説明します。4月8日に行われた教科用図書選定審議会に諮問した事項については、先にご審議いただいた定教第18号議案でご説明したとおりです。4月15日の教育委員会4月定例会で、教科用図書採択方針などを決定後、この表のスケジュールに沿って進めてきました。そして、7月13日に行われた教科用図書選定審議会の答申についても、先にご審議いただいた定教第18号議案でご説明したとおりです。

続いて、一般図書の調査研究についてご説明します。3/31ページ、参考「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 採択教科用図書 調査研究資料」をご覧ください。本資料は、特別支援学校の調査研究をより充実させるため、「県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料作成会議」において、特別支援教育課の指導主事と特別支援学校の教員とで検討・作成したものです。

4/31ページをご覧ください。調査研究資料の見方について記載しております。教科用図書として使用するにあたり、想定される学部、教科、学習指導要領との関連、図書の特徴をまとめています。各校は、この資料を参考にして、調査研究を十分に行い、特別支援教育課に採択希望教科用図書を提出しています。

それではファイル03「定教第19号議案」にお戻りいただけますでしょうか。2/31ページ目から「令和5年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧（案）」です。3/31ページ、目次をご覧ください。文部科学省検定・著作教科書では、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある児童・生徒用」「4 各部門共通」に分けて掲載しています。その下の一般図書は、「1 視覚障害教育部門」と各部門共通で、「2 知的障がいのある児童・生徒用」です。

では、5/31ページをご覧ください。【文部科学省検定・著作教科書】、はじめに「1 視覚障害教育部門」についてご説明します。県立特別支援学校の視覚障害教育部門では、障がいの程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。主には平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象であり、通常の検定教科書を使用する児童・生徒や、拡大教科書や点字本を使用する児童・生徒も同じ教室で共に学んでいることから、いずれの教科書においても、内容が同様となるように、点字本の原典となる発行者の検定教科書や拡大教科書を使用しています。なお、点字本の原典である教科書は、各教科一種類です。複数の中から選ぶことはできません。表の見方についてご説明します。小学部、通し番号「1」をご覧ください。発行者略称に「光村 [ライト]」、図書名に「国語 シリーズ」、教科に「国語」、備考に「墨字、拡大、[点字]」とあります。これは光村図書出版株式会社の国語シリーズの墨字版、拡大図書版、点字版を表しており、点字版については、日本ライトハウスが出版しているものであることを示しています。

では、7/31ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。聴覚障害教育部門の教科用図書については、主に平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、国語、書写に加えて、ページの一番下にある「言語指導」の教科書を採択できます。特別支援学校学習指導要領解説に

は、「言語指導」について、「聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校」においては「体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」とその重要性が示されております。

続いて、10/31ページをご覧ください。「3 知的障がいのある児童・生徒用」です。ここで示されている教科用図書は、文部科学省が作成している著作教科書のうち、知的障がいのある児童・生徒が使用することを想定して作られた教科用図書で、通称「星本」と呼ばれています。特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科の内容は、学年ではなく、段階別に示されており、小学部は3段階、中学部は2段階で示されております。星本は、この段階に応じて、星の数の一つから五つで示されており、国語、さんすう・数学、音楽の3教科があります。

次に、「4 各部門共通」をご覧ください。特別支援学校の小・中学部において検定教科書を使用する場合には、児童・生徒が地域の学校との交流などでも使用できるよう、盲学校、ろう学校等以外は原則として、各特別支援学校が所在する地区が採択する教科書と同じ発行者の教科書を採択しますので、このような表記となっております。

では、12/31ページ、【一般図書】をご覧ください。まず、「1 視覚障害教育部門」です。音楽や家庭、保健などの点字本は検定教科書を原典としておりますが、教科の特性により、点字にする上での表記や、レイアウトが検定教科書と異なるため、一般図書として扱っています。13/31ページから31/31ページは、「2 知的障がいのある児童・生徒用」の一般図書です。各校が調査研究を行うための資料として作成した特別支援学校採択教科用図書調査研究資料535冊、別途学校より希望のあった5冊を加えて、540冊として採択一覧案としております。

以上が、採択をお願いする教科用図書一覧の案です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員            それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

先ほどは、採択替え年度ではないということで、基本的に前年度踏襲、確認ということだったと思うのですが、こちらは、毎年度選択ができるということで、一番最後に五つ、先生方からの希望の一般図書、知的障がいのある子どもたち用という。これは今年の希望ということですよ。

特別支援教育課長    そうです。

下城委員            他によろしいでしょうか。笠原委員。

笠原委員            「定教第19・20号議案関係」で、調査研究資料のご説明をいただいたかと思うのですが、今年度540冊ということだったのですが、前年度から新しいものが5冊、それ以外は変更はないですか。



特別支援教育課長　　そうです。

笠原委員　　5冊の中で、何か特徴的なものがありますか。

特別支援教育課長　　今年、新たに学校の中で必要なものとして挙げられてきたものが入っております。特に教科として何がということではありませんが、やはりそれぞれの年、それぞれの教育課程、それぞれのお子さんの状況に応じて必要なものということで、学校が採択を希望してきたものです。

笠原委員　　この資料ができたときに、ここまで整理するのは本当に大変だったと思うのですが、その後、これがあることによって採択する上で参考になるわけですが、540冊のうちの5冊が今年度新しいということで、それ以外は大きく変わらない。逆に言うと、特別支援学校の一般図書の場合には、今、特別支援教育課長がおっしゃったような、児童・生徒の実態、様々あるけれども、基本的にはこの大枠としては変わらないという認識が、ある程度学校の方にも定着しているという理解でよろしいですか。

特別支援教育課長　　一部修正させていただきます。5冊以外にも絶版になったものなどがありますので、それは入替えをしております。毎年そういうところについては更新をいたします。それで新たに増えた分というところがプラスということなのですが、最初500冊ということでやってまいりましたが、その調査研究資料の中から、絶版になったもの、そして文部科学省が採用しなくなったものについては除きながら、毎年毎年やはり見直しをして、今の時代に合っているか、お子さんの状況に合っているか、今のお子さんの学び方に合っているかというようなところについては、毎年更新していくというようなところで、調査研究資料作成会議を毎年行っているのです。その中で見直しをしながら、また新たに必要なものは加えていくという考え方で取り組んでおります。

笠原委員　　学習指導要領等が変わっていく中で、当然、今の時代に求められるものと踏襲しているものがあると思うのですが、確実に毎年度見直しをされての540冊ということをして、大変な作業だとは思いますが、やはり丁寧にその辺りのところは対応していただいて、児童・生徒にとって本当に必要なものとして提供できるように、引き続きよろしく願いいたします。

下城委員　　他にいかがでしょうか。

佐藤委員　　特別支援学校のいろいろなお子さんのニーズに対応していくのはなかなか大変な作業だと思うのですが、選定の過程の中で、保護者の要望を聞くような場はあるのでしょうか。

特別支援教育課長　　保護者の方と定期的に懇談というようなことを持つというふうにしております



では、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」に分けて掲載しています。その下の一般図書は「1 視覚障害教育部門」、「2 聴覚障害教育部門」、「3 知的障がいのある生徒用（各部門共通）」です。

では、5/49ページをご覧ください。「1 視覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。視覚障害の程度に応じて、高等学校と同じ検定教科書、拡大教科書、点字本を使用します。

続いて、8/49ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。高等部においては高等学校と同じ検定教科書、高等部専攻科については専門的な内容の教科用図書を選定しています。

では、13/49ページをご覧ください。「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」です。ここに掲載されているものが、肢体不自由教育部門において、高等学校と同じ教育課程で学ぶ生徒の使用する検定教科書と、知的障害・肢体不自由・病弱教育部門で使用される著作教科書です。

続いて、一般図書です。25/49ページをご覧ください。ここからは「1 視覚障害教育部門」です。まず、一般図書としての点字本の発行についてご説明します。教科用図書としての点字本は、教科書目録に掲載されている教科用図書を原典として、点字本発行者が発行しています。教科書目録に掲載されている教科用図書に改訂などがあつた際には、改訂前の教科用図書は絶版という扱いになりますが、改訂された教科用図書を原典とした点字本が発行されるまでの間は、絶版となった改訂前の教科用図書を原典とした点字本を使用することとし、それは一般図書としての扱いとなります。25/49ページの上段、高等部本科普通科・保健医療科をご覧ください。教科用図書を10点掲載しています。これらは、点字本の元になる原典の教科用図書が絶版となり、教科書目録に掲載されている検定教科書ではなくなったことから、一般図書の扱いとなります。以降については、本科保健医療科・専攻科の教育課程に沿った専門的な図書が選定されています。

続いて、28/49ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。ここでは、専門的な図書が選定されております。

続いて、31/49ページをご覧ください。31/49ページから49/49ページは、「3 知的障がいのある生徒用」で、各教育部門共通の一般図書です。内容は、定教第19号議案でご審議いただいた際にご説明した、一般図書と同様の一般図書を採択案としています。

以上が、定教第20号議案です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員

それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。  
質問がないようですので、採決について教育長にお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの定教第20号議案につきまして、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。  
引き続き、下城委員よろしく申し上げます。

下城委員 それでは、次に協議・報告事項の報告1に移ります。

**報告1** **県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について**  
説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル05の「報告1」をお開きください。「県教育委員会の新型コロナウイルス感染症への対応について」です。「1 県立学校及び市町村立学校の対応について」です。県教育委員会では、3月21日のまん延防止等重点措置の解除から、基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立する取組を現在まで継続して実施しています。詳細については、前回までにご報告させていただいておりますので、ここでは、前回以降の対応についてご説明させていただきます。

4/14ページをお開きください。「(7)」です。7月26日に、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について、新たに作成したチラシを活用し、教職員等への理解を促すとともに、児童・生徒等及び保護者に周知するよう、県立学校に通知し、全市町村教育委員会に同様の対応を依頼しました。「(8)」ですが、文部科学省から7月25日付け事務連絡「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」により、濃厚接触者の待機期間の見直しについて通知されたことを受け、以下のとおり対応していくこととし、7月26日に県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会に同様の対応を依頼しました。見直しの内容は資料記載のとおりです。「(9)」ですが、健康医療局長から7月27日付け通知「オミクロン株が主流である間の濃厚接触者の特定をしないことについて（依頼）」により、幼稚園、小学校、特別支援学校及び義務教育学校においても、中学校、高等学校と同様に保健所による濃厚接触者の特定を行わないこととされたことを受け、児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、以下のとおり対応していくこととし、7月28日に県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼しました。内容は、5/14ページにかけて記載のとおりです。資料5/14ページに移りまして、「(10)」ですが、7月27日の県対策本部会議において、自主療養届出制度を積極的に活用するよう周知することとされたことを受け、改めて、教職員及び児童・生徒等並びに保護者に対して同制度の周知を行うよう、7月28日に県立学校に通知し、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼しました。「(11)」ですが、8月2日に、県対策本部会議において、「かながわBA.5対策強化宣言」を行うこととされたことを受け、基本的な感染防止対策の徹底及び自主療養

届出制度の活用について、改めて対応していくこととし、県立学校に通知するとともに、全市町村教育委員会にも同様の対応を依頼しました。

ページ下の「3 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。

6/14ページの「参考1」県内学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況と、14/14ページの「参考2」県立高等学校・県立中等教育学校の授業開始時刻の状況は、8月4日現在の数字を取りまとめてお示ししておりますので、後ほどご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関係について、報告は以上です。

下城委員            それでは、質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員            2点お願いいたします。ご説明の中にあつた自主療養届、この届出を出して休養をしている職員の数というのは、把握はされているのでしょうか。

指導部長            把握しています。医療機関等で判明したという者が何名、自主療養届という形で報告が出ている者が何名ということで、毎日報告を受けています。

笠原委員            どういう状況ですか。上がり下がりはあるのか。

指導部長            日々変化はありますが、やはり7月下旬頃から、教職員の感染者も多い状況が続いていますけれども、自主療養届で療養に入っている教職員の方もやはり一定数増えているという状況はありますが、このところそんなに増加はしていないように感じております。

教育局長            私どもに報告いただいている数ですと、ここに来て自主療養者の数はかなり増えているという実感があります。やはり医療機関逼迫という状況がある中で、県対策本部会議で、できるだけ自主療養制度の活用をという形で、私どもも周知をさせていただいているところです。この制度、1月に始まったときに、あくまでもご本人の選択ということで、一定程度学校現場も含めて周知をさせていただきました。先般、県対策本部会議が2回ありまして、県としての自主療養制度の改めての周知ということで、私どもも同じような取組をさせていただき、職員もかなり自主療養制度を活用しているという状況です。

副局長              7月、8月の教職員の自主療養者の数字としては、高校、中等教育学校、特別支援学校含めて、7月中で80名余り、それから8月8日現在で40名余りというような形で、それぐらいの数字で把握しているところです。

笠原委員            こういう方向が出されたことによって、この制度を積極的に活用しながら、ご自身での健康管理をするということも大事な点なので、この辺りのところも、できれば情報

としてお示ししていただけるとありがたいというのが1点。

それから2点目は、それに関連して、教職員の精神的なものというのでしょうか、メンタルな部分への対応ということで。以前から、罹患後の症状、いわゆる後遺症については、教職員の理解を促して、児童・生徒及び保護者に周知ということになっていますが、職員も罹患されているわけですから、当然その内容は理解され、この方々に対しても周知されていると思うのですけれども、そうしたメンタルの対応というのは、各学校はどのようにされているのでしょうか。

企画調整担当課長 各学校の職員が新型コロナにかかった場合に、罹患後症状等について理解されているか。

笠原委員 罹患後症状ということではなくて、罹患を含め、生徒への対応も含め、やはり様々な精神的なストレスを抱えている部分があると思うのです。そういうトータルで、先生方の精神衛生をきちんと管理するということで、各学校はどのような対応をしているかということについて、教育委員会としては把握されているのでしょうか。

教育局長 一義的には管理職の対応ということになるかと思いますが。管理職が職員に対して丁寧に相談に乗る中で、その個々の職員の状況について把握する。管理職は、やはり新型コロナについての知見が十分ではない部分もあります。それについては、ケースバイケースで、私どもを通じて専門セクションであるコロナ対策本部の方につなぐ、そういった形になるかと思いますが。また随時、学校医もいますので、学校医に必要な応じてのアドバイス、知見をいただくと、そんなこともやっております。

笠原委員 ある市町村の例で言うと、今局長がご説明していただいたように、校長が非常に丁寧に職員へ声かけをして、先生方が精神的に安定して、様々な状況に対応できるようなフォローアップをされている。場合によっては、学校医であるとか、必要な応じてそういうところにつなぎながら、学校が組織的に対応できる体制を整えているということがとても重要かと思いますが。先生方はやるのが当たり前であったとしても、やはりそういうところを管理職が把握し、教育委員会として認識していく必要があるかなと思いますので、是非、局長がおっしゃっていただいたような対応を引き続き丁寧にやっていただくことをお願いいたします。

下城委員 他にいかがでしょうか。河野委員お願いします。

河野委員 今後の対応について教えてください。まだ感染者の数がなかなか減らない状況ですが、学校のスタート時期などに合わせて、何かメッセージを出すなど、ご予定又は検討しているところなのでしょうか。もし分かったら教えてください。

指導部長 文部科学省に、国として何か考えていることはありますかということで、お尋ねをしたところ、8月の中旬以降に、2学期と言いますか、夏休み明けのところに向け

て、国として出せるようなものがあれば出したいということで、まだ明確になっていないわけではないですが、そういったものが出てくる可能性はあるかと思っています。私どもとしても、そうした国の動向とか、あるいは県の方針とか、そういったことを踏まえた上で、夏休み明けの学校の取組について、一定の時期に、方向性として何らか出していく必要があるだろうと考えているところです。

河野委員 分かりました。神奈川県は、「他県の様子を見て」といっても、どうしても数が多いところなので、何かやるときは、国の動きもですが、県として、というのにも必要かなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

下城委員 吉田委員。

吉田委員 今、自主療養者の数が7月ぐらいで40人、8月ぐらいでまだ3分の1ぐらいの日数だけど80人ぐらいになっているということですかね。

副局長 7月中が大体80を超えるくらい。8月が今の段階では40を超えるくらい。

吉田委員 となると、3分の1を計算すると、このままいくと8月中に120人ぐらいになる可能性がある。実に、医師会、病院協会が思っていることもそのとおりでね。軽症者が多い、だからなるべく自主療養をどんどん進めている、というようなこと。それで一番不安になるのが、やはり熱が出てきて、ちょっとした症状があったときに、すぐ救急車を呼んでしまう。必ずしも救急の適用ではないけれども、不安がカバーしたおかげで、救急車をどんどん使っているという状態になっているかと思います。だからその辺のところ、是非、校長、教頭がうまくフォローアップしてくれる、メンタル的な部分のところを含めて、応援してくれることを一番ありがたいと思う。ちなみにうちの病院でやっているのは、独身者、単身者。大体家族と一緒にいらっしゃる方は、まだ誰かが食べ物を買ってきた、飲み物を買ってきた、ができるのですけれども、1人で住んでいる単身者の方は、より校長、教頭が気を付けていただきたい。それは、うちの病院で言うのですが、本人のためではないよ。こういうようなことを我々がどうケアしているかというのは、皆職員が見ているからね。おそらく、単身の教員の方に、ただ「大丈夫か」だけではなくて、やはり食べ物、飲み物をちょっとした配慮で届けてやることで、周りの職員同士の風通しも非常に良くなり、守られているという気持ちになる。それがメンタル的なところをカバーすることにもなるので、起こったときにどうこうするよりも、起こらないうちにちゃんと面倒を見ているよというような形を広げてくれることを、私は一番ありがたい方法だろうなと思います。これから先、もっともっと自主療養者が増えていく中で、そういったような配慮などをやっていただければ一番ありがたいなと思っているので、引き続きよろしく願いいたします。

下城委員 他はいかがでしょう。

少し私から。今の吉田委員の自主療養者ですが、今までのように医療機関に行って、PCR検査で最終的に確認してもらって新型コロナだと認定されるというのではなくて、もう自分で抗原検査キットで陽性が出た時点で、自分で判断して学校に届けて休めるということですから、数字の出方は早くなったのだらうと思います。なので、それが反映されてきているのだと思うのですが、問題は、その自主療養中に不測の悪化が起きたときということですよ。そうならないように、今、吉田委員も言われたように、校長を含め学校でもウォッチをきちんとやると。これは医療機関任せにするのではなくて、自主療養者が出ている学校は、その校長なりにウォッチをきちんとしていただくということが、なるべくたくさんの方がウォッチするということが大事なのだらうと思います。

他にいかがでしょうか。

吉田委員

言い忘れたこととして、教頭、校長がそういった形でフォローしていただける中で、今、重症化するという話があったのですけれども、基礎疾患がある人というのはより注意をしてもらうこと。あの先生独身だけど、えらく太っていたよな、あるいは喘息だったよな、あるいは糖尿病だったよな、そういったようなことも踏まえた形で、丁寧なフォローアップというのが大事なのだらうなということ、今重症化の話があったので少し思い出しました。

下城委員

追加で、アフターコロナの後遺症の話ですね。若い人、学齢期の子どももそうですが、比較的重症化しにくいと。学校の先生も、若い先生たちは重症化しにくいということでやってきましたけれども、とはいえ、無症状若しくは重症化していなくても、後遺症が結構あるらしいということがずっと言われてきていて、それで、県教育委員会もこういうチラシを作ったというのはその流れだったと思います。ところが今、第7波の感染者数の方が大きくなってしまって、その後遺症の話とこの感染拡大の再局面が一緒になってしまったというので、少しバタバタしているように見えるのかなと思うのですが、とりあえず、今回の感染状況を落ち着かせたところで、先ほど笠原委員がおっしゃったように、改めて、その後の先生たちの後遺症若しくはストレスですね。これだけ感染状況が高い中でも、仕事は休めない、続けていかなければならない、子どもたちのために頑張らなければいけないと。病院の看護師たちもそうですけれども、こういうことに大いに気配りをしていく必要が県教育委員会としてもあるのだらうと思いました。

他にいかがでしょうか。河野委員。

河野委員

今、働いている人たちが自主療養もしているわけで、数が増えてきているのですが、例えば、その保護者が自主療養をしているかどうかということは、学校側では分かるのでしょうか。素朴な質問なのですが、たった1週間程度かもしれませんが、言葉が適切ではないのですけれども、ヤングケアラーのような状態で親を看ている人もいたものですから。親や家族が自主療養しているということを学校はどのくらい知っているのか、ということを知りたいと聞いて質問しました。もし分かればお願いします。



保健体育課長 学校では、生徒本人が連絡をする、あるいは保護者から連絡があれば状況について把握することができるのですが、本人がいたって元気で学校に来ている場合で、濃厚接触者の親が家にいるという場合があればですが、そういう情報がコンスタントに入ってくるということは、今のところはできていないかと考えます。

河野委員 分かりました。要は、お子さんが自分でそれを話さない限り、特に分からないということですね。

保健体育課長 はい。

河野委員 分かりました。このままでいいのかもしれないところですが、またこれから増えてくる可能性もあるので、心に留めておいていただければと思います。

下城委員 よろしいですか。

教育長 先ほど河野委員からご質問があった9月以降の対応についてですが、先般の県対策本部会議の中で、全国一番乗りという形で「かながわBA.5対策強化宣言」というものを出しました。これは、国との協議の中で、8月31日までというふうに期限が決まっています。そうすると、県としては8月末を迎える中で感染状況を見極めながら、この宣言を延長するのか、あるいは落ち着いてきたので制限を解除するのか、そういう判断が迫られる時期が来ますので、おそらくそこで、この後の扱いについて県全体の方針が出ると思います。タイミングがぴたりと合えば、県教育委員会としても、県の方針を改めて学校などにも伝えていきますし、また、文部科学省から通知が来れば、それもしっかりと学校に周知していきたいと思えます。補足させていただきます。

下城委員 それでは他にいかがでしょうか。それでは他にご質問がないようでしたら、報告はここまでということにさせていただきます。

次に、報告2に移ります。

## 報告 2

### 令和3年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について

説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル06をお開きください。「令和3年度 公立中学校等卒業者の進路の状況について」ご報告します。

この調査は、文部科学省が実施する「学校基本調査」と、本県が実施する「公立中

学校等卒業者の進路状況調査」の結果をもとに、県内の公立中学校、義務教育学校及び公立特別支援学校中学部を今年3月に卒業した者の進路状況をまとめたもので、調査期日、調査対象は資料記載のとおりです。

次に【集計結果のポイント】ですが、今年3月に県内の公立中学校及び義務教育学校を卒業した者の総数は67,124人で、前年度に比べ1,965人増加しました。そのうち高等学校等進学者数は66,497人で、卒業生総数に占める構成比は99.1%となり、前年度に比べ0.1ポイント低下しました。また、全日制進学者数は60,111人で、構成比は89.6%となり、前年度に比べ0.7ポイント低下しました。

次に、下段の＜公立中学校及び義務教育学校卒業者の進路状況【総括表】＞をご覧ください。表の左側、区分欄の1段目「卒業生総数」、2段目「高等学校等進学者」については、ただいまご説明したとおりです。その下、3段目から7段目は、2段目の「高等学校等進学者」の内訳を、課程別等に五つに分けて記載しております。その構成比を前年度と比較すると、全日制進学者は89.3%で、前年度の90.1%に比べ0.8ポイント低下、定時制進学者は1.9%で、前年度と変わらず、通信制進学者は6.0%で、前年度の5.4%に比べ0.6ポイント上昇という状況です。表の一番下の段、「全日制進学者」をご覧ください。「全日制進学者」は、表の3段目、「高等学校（全日制）進学者」と、そのさらに三つ下の「高等専門学校進学者」を合わせたもので、人数は60,111人、構成比は89.6%で、前年度に比べ、人数では1,293人の増加、構成比では0.7ポイント低下しました。概要は以上です。

なお、ファイル06-2に、「令和3年度 公立中学校等卒業者の進路の状況」として、調査結果全体をまとめたものがありますので、後ほどご覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

下城委員                    それでは、質問がありましたらお願いいたします。吉田委員。

吉田委員                    段々こういう時代になってきたので、例えばこの進学に関して、外国籍との関わりのある方とそうでない方とは、何か区別はしていますか。

行政課長                    数字的には区別という形では取ってはいない状況です。

吉田委員                    何となくイメージとして、外国籍の方だと必ずしも全日制のところに進んでいない数が多いのかな、どうしているのかなと少し心配があったので、どのようなものかなと思ったところなのですが。

高校教育課長              データとしては、今申し上げたとおり、特に外国につながるのある生徒だけのデータを取り出してという形では取ってはおりません。ただ、傾向としては、やはり定時制課程のごく少人数で展開をしている授業、そういったところがあるということで、比較的定時制を選ばれる外国につながるのある生徒もいると。ただ全日制には、外国籍の特別募集枠もありますので、そちらで全日制を選んで入っていただいている外国につながるのある生徒もいますので、その辺りはどちらもいるという状況。どういっ

た対応もできるように県教育委員会としても準備はしている状況です。

吉田委員 質問の意味としては、そういった人も大事にしてほしいという意味ですから、是非よろしくお願いします。

下城委員 他はいかがでしょうか。河野委員。

河野委員 2点お願いします。一つ目は「就職者」のところですが、こちらで45名というのは、就職のみの方と書いてあるので、多分就職しながら勉強もしている、学校に通っているという方がいらっしゃると思うのですが、そういう方は何人いらっしゃるのでしょうかというのが一つ目の質問です。

二つ目の質問なのですが、「その他」の方の数が404人と増えています。その中の「進学準備中」の方が130人いらっしゃるというのが多いかなど。これが多いかどうか分かりませんが、昨年よりも多いように思うので、この130名の方が「進学準備中」というのはどういう状態なのかを教えていただければと思いました。

行政課長 ファイル06-2の17ページになります。「第8表 産業別就職状況」ですが、一段目の「就職のみ」が45人。「就職しながら」というところの状況ですと、「高等学校等進学」が18人という状況となっております。

河野委員 では、働きながら学びもしている人は18名だけということですか。

行政課長 そうです。働きながら学んでいるという、高等学校等進学という意味合いですと18人という形になります。

河野委員 これは高等学校等。通信も入っている。

行政課長 はい。

河野委員 分かりました。通信その他が入っていて、学びながらという人は18名だけということですね。見方が分からなかったもので、ありがとうございました。

二つ目の方が、「進学準備中」130名ということだったのですが、この「進学準備中」の方がとても多いと思ったもので、どういう方が相当するのかなと思って伺いました。

支援部長 おそらく中学時代に不登校であった方が含まれていると考えられます。県教育委員会としては、不登校相談会や進路情報説明会を年に7回行っておりまして、そういった方の支援などに取り組んでおります。

河野委員 分かりました。そうすると、数としては分からないかもしれませんが、不登校で

学力がなかなか足りなかったという方が多いということでしょうか。例えば、どこか行きたかった学校に入ることができずに、その年諦めたとかではないということですね。

支援部長            なかなか進学というところに気持ちが向かないという状況の方も、中にはいるだろうと考えます。社会的な自立に向けて、その方のペースで進学をしていくということが大切であると考えています。

河野委員            分かりました。引き続きよろしくお願いします。

下城委員            他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、他にご質問がないようでしたら、報告2について以上とさせていただきます。

                          それでは次に、日程第1の定教第17号議案に移ります。

                          ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、行政部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、行政課長、特別支援教育課長を指定します。

(15時15分非公開の会議に入り、15時25分公開の会議に戻る)

教育長                以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年8月9日

会議録作成者 書記 中村 怜

## <非公開会議審議等結果>

### 日程第1

#### 定教第17号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。